

平成 28 度事業計画書  
(平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日)

- 1、公益事業 1 アジア地域を中心とする民商事法分野での調査・研究及び講演会・セミナー等の開催並びにその援助

成果物については、印刷物にして関係者に配布するとともにホームページ上に公開することとしている。

(1) 調査・研究事業

① 日韓パートナーシップ共同研究

韓国とは、経済・文化他全般にわたり、従来に増して緊密な関係が進展すると期待されており、当財団は法務省と共同して、平成 11 年度より法務省・法務局と裁判所の職員、韓国の大法院(最高裁)・各級法院に勤務する登記及び執行関係職員との間で所掌業務に関する諸問題について相互に研究検討するパートナーシップ共同研究を実施している。平成 28 年度は引き続いて「不動産登記制度、商業登記制度、戸籍・供託制度及び民事執行制度をめぐる実務上の諸問題」をテーマとして、6 月に東京、10 月に高陽(韓国)で共同研究を実施する予定である。

② アジア太平洋地域法制度調査研究

当財団は、法務省法務総合研究所と共同して、アジア太平洋地域の法制度について関西の学者、実務家に依頼し、研究会を実施している。第 1 期「倒産法及び倒産法に関連する担保」、第 2 期「ADR」、第 3 期「知的財産権保護法制」、第 4 期「国際会社法比較研究」、第 5 期「株主代表訴訟」、第 6 期「監査制度」、第 7 期「会社情報の提供制度」を実施してきた。第 8 期(平成 27 年度より 3 年間)については、国谷史朗弁護士を座長として、ガバナンスと役員の責任をテーマとして会社法実務研究会を実施している。

(2) セミナー、講演会、シンポジウム事業

① 日中民商事法セミナー

当財団は中国国家発展改革委員会を中国側の相手方として他関係機関の協力も得て中国との法律交流事業を取り進めているが、平成 28 年度は第 21 回日中民商事法セミナーを次のとおり開催する予定。

時期・場所 : 平成 28 年 1 月 北京

テーマ : PFI (社会資本を使ったインフラ整備) 予定 (検討中)

主催 日本 : 法務省法務総合研究所、当財団

中国 : 国家発展改革委員会

## 日本側講師：テーマに関する専門家講師 2～3名招聘

本セミナーでは日中の開催地側（今年度は中国）より時機に応じたテーマを取り上げて相手国の専門家を招聘し講演を行ってもらう方式をとっており、今年度は中国側から、前記のテーマで提案があった。このテーマは、北京で実施した第17回セミナーで取り上げたテーマで、中国側がそれを更に深堀したいとしているもの。

日中民商事法セミナーは、当財団設立以来継続してきた重要プロジェクトであり、日中双方の民商事法分野での専門家の交流を通じ、広く企業等実務家にも有意義であるとの評価を受けており、この内容の一層の充実を図るとともに、ますます国家発展改革委員会との友好関係を深め、将来に向け新たな協力事業も検討したい。

### ② 国際民商事法講演会

特定国について関心の高いテーマを選び、当該国専門家による講演会を機会ある毎に開催しており、前年度は「ラオスにおける法整備の現状及びアジアにおける経済紛争解決」をテーマとして実施した。

当年度も法務省法務総合研究所他関係諸機関の協力を得て、前年度に引き続き講演会を開催する予定としている。

### ③ 国際民商事法「金沢セミナー」

アジア・東南アジア地域におけるビジネス法関連の情報交換と、同地域におけるビジネス法・経済法分野での法整備支援のニーズ及びドナー間連携の可能性について意見及び情報交換を行うことを目的として国内外の専門家を招いて実施している。平成28年度は、次のとおり開催する予定である。

時期・場所： 平成29年3月 金沢  
テーマ： 未定（検討中）  
主 催： 石川国際民商事法センター、当財団、  
北國新聞社及び法務省法務総合研究所

### ④ 連携企画（人材育成のためのシンポジウム等）

法整備支援を促進するためには、これを支える国内人材の育成と活用が極めて重要であり、さまざまな人的資源を発掘・確保するための一方策として、法整備支援を担う次世代の若者らとの意見交換の場を提供することが必要である。法務省法務総合研究所、名古屋大学法政国際教育協力研究センター(CALE)、当財団他が主催して、他大学生、法科大学院生・若手法曹や研究者を対象に、平成21年8月に「わたしたちの法整備支援～ともに考えよう！法の世界の国際協力」シンポジウムを開催し、その後継続している。平成28年度は、引き続き、「アジアのための国際協力in法分野」をテーマとして、6月にキックオフセミナーを、8月にサマースクールを、11月にシンポジウムを夫々連携して

開催する予定である。

上記の他に、法務省をはじめとしてアジア諸国の法制度に関係している諸団体が行う事業で、当財団の目的趣旨に沿うものについては、その成果を上げるべく、当財団としても積極的に協力することとしている。

## 2、公益事業2 法整備支援事業

独立行政法人国際協力機構（JICA）は、政府開発援助(ODA)の一環として、主としてアジア諸国を対象に法整備支援及び法曹人材の育成支援のため、各国より立法担当者や政府関係者を招致し、日本の法制度やその運用システムの研修を実施している他、現地への専門家派遣、法律草案作成、法曹養成教育機関への協力等の支援プロジェクトを拡大している。

当財団は、国際協力機構による民商事分野の支援事業を平成12年度より随意契約で受託し、法務省法務総合研究所他関係先と協力し実施してきた。平成20年度よりは共同研究会・作業部会等の運営管理業務については公示・応募によるプロポーザル方式に変更され、当財団ではこれに応募し受託業者として選定され、平成20年度、21年度委託業務を実施した。平成22年度～24年度については一般競争入札となり、当財団はこれに参加し所定の手続きを経て平成22～24年度の業務委託契約を締結した。平成25～27年度については、共同研究会・作業部会等の運営管理業務に加え、それまで個別に随意契約で実施してきた国別研修の精算業務等も合わせた公示・応募によるプロポーザル方式に変更され、当財団ではこれに応募し受託業者として選定された。平成28年～30年度についても、同様にJICA受託業者に選定されることを前提としている。

国際協力機構受託事業収入の過去5年間の推移は以下のとおりである。

受託事業収入（千円）	
平成23年度	57, 534
平成24年度	56, 722
平成25年度	68, 390
平成26年度	64, 450
平成27年度	74, 712（見込）

(1) 平成28年度に予定されているプロジェクトは次のとおり。

### ① ベトナム

案件名：2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト  
(2015年4月～2020年3月)

案件概要：ベトナム法務・司法関係機関（司法省、首相府、最高人民法院、最高人民検察院、ベトナム弁護士連合会）における、2013年憲法及びベトナムの2020年を目標とした法・司法改革の趣旨に従った、法規範文書の審査能力強化、法規範文書の草案起草、法規範文書の統一的な運用に向けた助言・指導能力及び裁判・執行実務の能力向上、適正かつ効率的な法規範文書の運用・適用の基盤整備を支援。

部会等：ベトナム民法共同研究会、ベトナム裁判実務改善研究会  
研修予定：10名を2週間の予定で招へい、3回/年

## ② カンボジア

案件名：民法・民訴法普及プロジェクト  
(2012年4月～2017年3月)

案件概要：民法・民事訴訟法及び関連法令の定着のための、司法省、王立司法学院、弁護士会、王立法科経済大学における人材育成、司法省の民事運用能力強化支援、民法関連の不動産共同省令の起草・普及支援

部会等：カンボジア民事訴訟法作業部会、カンボジア民法作業部会  
研修予定：16名を2週間の予定で招へい、2回/年

## ③ ラオス

案件名：法律人材育成強化プロジェクトフェーズ2  
(2014年7月～2018年7月)

案件概要：ラオスの法務・司法関係機関、法学教育機関及びその所属職員・教員の、法令の起草（起草のための研究を含む）、法令の運用・執行、法学教育・法曹等研修及び法令の普及・理解促進の改善に取り組む能力の向上を図り、ラオスにおける体系的で一貫した立法・法運用・執行並びに政府職員及び一般市民の法制度へのアクセスの向上を支援

部会等：ラオス民法アドバイザリーグループ  
ラオス教育・研修改善アドバイザリーグループ  
研修予定：20名を2週間の予定で招へい、3回/年

## ④ ネパール

a. 案件名：法整備アドバイザー  
(2015年7月～2017年8月)

案件概要：ネパール政府による第2次5ヶ年司法戦略計画等の効果的かつ効率的な実施、及び民法の立法化・普及の支援等を行う

部会等：ネパール民法改正支援アドバイザリーグループ

b. 案件名：迅速かつ公平な紛争解決のための裁判所能力強化プロジェクト

案件概要：裁判所の事件管理制度の改善や司法調停による紛争解決の促進を通じた、裁判所の迅速かつ公平な紛争解決機能の向上。

部会等：ネパール迅速かつ公平な紛争解決のための裁判所能力強化プロジェクト

に係るアドバイザリーグループ

研修予定：10名を2週間の予定で招へい、2回/年

⑤ ミャンマー

案件名：法整備支援プロジェクト

(2013年11月～2016年11月)

案件概要：法務長官府の法案審査及び法的助言能力の向上及び最高裁判所の法情報の調査及び法案作成能力の向上を含む、両機関の立法実務能力の向上、人材育成強化を支援

部会等：会社法アドバイザリーグループ

研修予定：10名を2週間の予定で招へい、3回/年

⑥ 中国

案件名：市場経済の健全な発展と民生の保障のための法制度整備プロジェクト

(2014年6月～2017年6月)

案件概要：日本の立法経験を参考にした、質の高い、有効に実施可能な中国の経済、社会分野の法律制定・改正作業の促進を図るために、日本の関連法制度と運用に関する研究成果の取り纏め及び日本の立法過程及び立法後評価（政策評価）の経験に関する研究成果の取り纏め

⑦ インドネシア

新たに「ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト」がスタートすることになっている。

研修予定：10名を2週間の予定で招へい、2回/年

(2) その他法整備支援案件

① 法整備支援連絡会

平成12年から法整備支援に関する関係機関が一堂に会し、意見や情報の交換を行う場として、法整備支援連絡会を開催している。平成28年度は従来と同様、平成29年1月に大阪で開催される予定である。（当財団後援）

② 東ティモール

案件名：東ティモール共同法制研究

案件概要：東ティモールにおける法制度整備の状況、法案起草能力等に関する最新情報を入手するとともに、我が国の立法技術や制度構築に関する基礎知識等を紹介し、今後の同国における法令整備及びその運用の在り方につき共同研究

共同研究予定：3名を1週間招へい。1回/年

③ バングラデシュ

案件名：日本・バングラデシュ共同研究

案件概要：日本企業進出が進んでいるバングラデシュにおける紛争解決の実

態について明らかにするため裁判の迅速化などをテーマにして、共同研究を行う。

- ④ 共同研究予定：8名を1週間招へい。1回年

### 3、その他

#### (1) 機関誌「I C C L C」発行予定

平成28年5月（第20回日中民商事法セミナーの特集号）

平成28年7月（平成27年度事業報告、平成28年度事業計画を掲載）

その他、セミナー・講演会の成果物として、ニュースレター「I C C L C NEWS」を隨時発行予定

#### (2) パンフレット作成・ホームページの維持

当財団パンフレットの改訂、ホームページのメンテナンス等を行う。

ホームページでは、財団の活動を幅広く知ってもらうため、セミナー・講演会等の案内を都度掲載し、またその成果物についても、極力ホームページ上で公開することとしている。

#### (3) 平成28年度は、財団設立20周年にあたるので、20周年記念式典を実施する予定としている。

以上